

福祉施設経営相談のQ&A

経営相談コーナーに寄せられた質問及び回答集の中から掲載します。

○減価償却方法の改正について

Q 今回、減価償却方法が改正になりましたが、平成19年3月31日までに、取得している資産の減価償却はどのように処理すればよろしいですか。

A 減価償却に係る税制改正に伴い、次のように改正になりました。

○残存価額について

平成19年3月31日以前に取得した有形固定資産の残存価額は従来どおり取得価額の10%とし、耐用年数到来時においても使用し続いている有形固定資産については、備忘価額（1円）まで、償却できます。

一方、備忘価額は固定資産の存否を表すものです。従って、例え耐用年数を経過しても、当該資産が存在する限りは、（1円）を付します。

無形固定資産については、従来どおり残存価額はゼロとして償却をおこないます。

○無形固定資産の帳簿価額について

Q 無形固定資産は残存価額をゼロとして計算しますが、耐用年数が経過した無形固定資産の帳簿価額は、備忘価額（1円）か（0円）のどちらでしようか。

A 残存価額とは、減価償却資産を取得し減価償却計算を開始するときに、当該資産が耐用年数を経過したときの処分価額を見積もつたものです。

一方、備忘価額は固定資産の存否を表すものです。従って、例え耐用年数を経過しても、当該資産が存在する限りは、（1円）を付します。

特別講演では福祉用具活用セミナー「福祉用具の活用と自立支援」と題して佐賀大学大学院医学系研究科准教授松尾清美先生が、ご自身の車いす生活を活かして大学で研究を積み、福祉用具の改良に力を入れられ、在宅での導入について多くの方を支援してこられた経験を事例を交えて話をされました。参加者は深い感銘を受けておられました。

今回のイベントは福祉用具の普及啓発の一環として実施しましたが、当センター・福祉用具展示室では常設展示を行っていますので近くにお越しの際はお立ち寄りください。

経営相談のじき案内

（県社会福祉センター4階）

★鹿児島県社会福祉協議会
福祉施設経営相談コーナー

TEL 099-1257-9885
FAX 099-1250-9358

「福祉用具展＆セミナー」を開催しました。

開催しました。

サテライト教室（西之表会場）について

「福祉用具の日」イベントとして開催

昨年10月8日（月・祝日）、県民交流センターで開催の介護講

座を西之表市にて県民の方を対象に

「」が開催され、福祉・医療関係事務者、学生等を中心

に412名の来場者がありました。

展示会場では福祉用具展示メー

カー37事業所が最新機器の展示を行い、来場者は各展示メー

カーの担当者へ熱心に質問をし体験を通して説明を受けました。



介護実技講習会を西之表市にて開催

県民交流センターで開催の介護講

座を西之表市にて県民の方を対象に

開催します

【1日目】平成20年2月13日（水）

【2日目】平成20年2月14日（木）

■期日

■場所

西之表市保健センター

西之表市7-6-12

■内容

- ①介護保険制度について（講義）
- ②福祉用具と住宅改修について（講義）
- ③口腔ケアについて（実技）
- ④認知症高齢者への理解（講義）
- ⑤基本的な生活動作の介助法（実技）
- ⑥衣服着脱・排泄自立の支援（実技）など

【お問い合わせ先】

鹿児島県介護実習・普及センター
〒892-0816 鹿児島市山下町14番50号（かごしま県民交流センター内）
TEL 099-221-6615 FAX 099-239-0384
[E-mail]kaigo@kagoshima-pac.jp [URL]<http://www.kagoshima-pac.jp>

休館日：月曜日
(祝日の場合は翌日)